

介護老人保健施設りんどうの里利用約款

介護老人保健施設りんどうの里（以下「りんどうの里」という。）と
（以下「利用者」という。）とは、次の条項により、利用約款を締結します。

（約款の目的）

- 第1条 この約款は、介護保険法令及びりんどうの里運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところにより、りんどうの里は、介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護サービス、介護予防通所リハビリテーションサービス（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者は、その施設サービス等に対する利用料等の支払いを約することについて定めることを目的とします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるとともに居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとします。

（サービスの内容の説明と同意）

- 第2条 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、この約款の締結の前に、利用を申し込もうとする者及びその家族等に対し、重要事項説明書（別紙1）及びサービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとします。
- 2 前項の同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、その作成の時からこの約款は有効に成立するものとします。
- 3 前2項の規定は、指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）、指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）、介護予防短期入所療養介護サービス事業（以下「介護予防短期入所」という。）、介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」）の利用を開始しようとする者に対しても同様とします。
- 4 短期入所、通所リハビリ、介護予防短期入所、介護予防通所リハビリにあっては、前回の利用の終了の日から3か月以上利用がなかった場合には、あらためて約款を締結するものとします。

（施設サービス計画等に基づくサービスの提供）

- 第3条 りんどうの里は、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）の希望及び利用者について把握された課題並びにりんどうの里の医師の診療方針に基づいて、施設サービス等の提供に当たる従業者による協議の上、施設サービス計画、短期入所療養介護計画又は通所リハビリテーション計画、介護予防短期入所療養介護計画、介護予防通所リハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という。）の原案を作成します。その原案は、利用者等に説明し、その同意を得なければならないものとします。
- 2 りんどうの里は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者等に交付するとともに、施設サービス計画等に基づいて、施設サービス等を提供します。

3 りんどうの里は、利用者がりんどうの里を利用した日から3か月ごとに居宅における生活への復帰の可否を検討します。施設サービス計画等の変更をする必要があると認められた場合は、新たに利用者等の同意を得て、施設サービス計画等を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、3か月以内であっても随時施設サービス計画等を見直します。

(重要事項説明書等)

第4条 運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1のとおりです。

2 りんどうの里が利用者に提供する施設サービス等の内容は、別紙2のとおりです。

(利用者からの解除)

第5条 利用者は、りんどうの里に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款を解除することができます。

(利用の期間)

第6条 りんどうの里は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、りんどうの里は入所者に対し、この約款に基づく介護保険施設サービスの提供を解除することができるものとします。

一 要介護認定により入所者が自立又は要支援1・2と認定された場合

二 定期的実施される、入所者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかを検討する会議において、入所者が退所して居宅で生活できると判断された場合

三 入所者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、りんどうの里の提供できる適切な介護保健施設サービスを超えると判断された場合

四 入所者が次条に規定する利用料等の支払いを3か月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合

五 その他入所者がりんどうの里の従業員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、りんどうの里は利用者に対し、この約款に基づく短期入所又は通所リハビリの提供を解除することができるものとします。

一 利用者が要介護認定において自立または要支援1・2と認定された場合

二 利用者の居宅サービス計画で定められた利用の範囲を超えて利用する場合

三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、りんどうの里の提供できる適切な短期入所又は通所リハビリを超えると判断された場合

四 利用者が次条に規定する利用料等の支払いを3か月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合

五 その他利用者がりんどうの里の従業員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、りんどうの里は利用者に対し

し、この約款に基づく介護予防短期入所又は介護予防通所リハビリの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立もしくは要介護状態と認定された場合
- 二 利用者の居宅サービス計画で定められた利用の範囲を超えて利用する場合
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、りんどうの里の提供できる適切な短期入所又は通所リハビリを超えるると判断された場合
- 四 利用者が次条に規定する利用料等の支払いを3か月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
- 五 その他利用者がりんどうの里の従業者又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

(利用料等の支払い)

第7条 利用者は、施設サービス計画等に基づくサービスの提供を受けたときは、運営規程第11条に定めるところにより、利用料等をりんどうの里へ支払うものとします。

- 2 りんどうの里は、施設サービス等の提供を受けた月に係る利用料等の合計額を記載した請求書及び明細書をその翌月の10日までに交付し、利用者は、その月の末日までに支払うものとします。
- 3 前項の利用料等の支払いは原則として、事務窓口において現金にて支払うものとします。
- 4 りんどうの里は、第2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者に領収書を交付します。

(緊急時の対応)

第8条 りんどうの里の医師の医学的判断により、利用者について、施設の所属する医療法人の運営する医療機関、協力病院又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

- 2 りんどうの里の医師が利用者に対し、施設サービス等における対応が困難であると認めた場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的医療機関を紹介します。
- 3 前2項に定めるもののほか、施設サービス等の利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用者等が指定する者に介護支援専門員から緊急に連絡します。

(身体拘束禁止の方針)

第9条 りんどうの里は、運営規程第5条の規定により、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下単に「身体拘束」という。)の禁止を方針とします。

- 2 運営規定第5条ただし書の規定により、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行います。
 - 一 りんどうの里の医師は、あらかじめ、利用者等に、やむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況並びに拘束の態様及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。あらかじめ同意を得ることができなかつたときは、身体拘束後直ちに、同意を得ます。

二 りんどうの里の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の様態及びその時間を記載するものとします。

三 りんどうの里の従業者が、りんどうの里の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に、利用者の心身の状況、身体拘束の様態及びその時間その他特記事項を記載するものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 りんどうの里は、運営規程第6条の規定により、秘密の保持を行います。

2 りんどうの里は、次の情報提供について、この約款の締結時に、利用者等に説明しその同意を得なければならないものとします。

一 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供又は適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

二 介護保険サービスの質の向上のため、利用者が特定されないように配慮した上での学会、研究会等での事例研究の発表等

3 前項の同意は、同意書(別紙3)の作成によるものとします。ただし、りんどうの里は、同意書の同意がすべての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者等から別段の申し出があった場合又は情報の性質によっては新たに利用者等から同意を得なければならないものとします。

4 業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報について、りんどうの里個人情報保護規程・方針に基づき、利用目的を定め適切に取り扱います。

(要望及び苦情の処理)

第11条 りんどうの里は、運営規程第18条の規定により、利用者等からの要望及び苦情の処理を行います。

2 利用者等は、施設が提供する施設サービス等に関して要望又は苦情があるときは、支援相談員又はりんどうの里が定める従業者に直接申し出てください。

3 前項による申し出のほか、施設の相談室窓口に設置してある「ご意見箱」に要望及び苦情の内容を投函することができます。

(賠償責任)

第12条 りんどうの里は、運営規程第19条第5項の規定により、施設サービス等の提供による、りんどうの里の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

2 利用者の責めに帰すべき事由によってりんどうの里が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

(サービスに関する記録)

第13条 りんどうの里は、利用者について作成した施設サービス等に関する記録(施設サービス等計画書、診療録その他施設サービス等の提供内容に関する記録及び居宅への復帰の可能性についての検討の記録等)を利用の完了の日から少なくとも2年間は保存します。(診察録については医師法の規定により5年間保存します。)

- 2 利用者又はその代理人は、前項の記録のうち利用者にかかる部分について、閲覧又はコピーをすることが出来ます。ただし、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。
- 3 前項のコピーの際、りんどうの里は利用者又はその代理人に対しコピーに係る実費相当額を請求することができます。

(疑義の決定)

第14条 この約款に疑義のあるとき又は定めのない事項については、介護保険法令及びその他諸法令の定めるところにより、又、運営規程の趣旨に照らして、利用者とりんどうの里が誠意をもって協議するものとします。